

10/8 木 7

統一協会

13日に解散請求へ

政府、宗教審諮問後手続き

統一協会（世界平和統一家庭連合）の問題を巡り、政府が協会の解散命令を13日にも東京地裁に請求する方向で調整していることが7日までに、政府関係者への取材で分かりました。文部科学相が請求方針について

有識者の意見を聞く
宗教法人審議会を12日開催する方針で、
諮詢後、正式に決定し
請求手続きに入る予定。

「為」などがあれば、裁判所は解散を命じることができると規定。この規定に基づく解散命令は、幹部の刑事責任や組織性などが認定されたオウム真理教などを認めた民事判決が文部省は昨年11月、統一協会の不法行為などを認めた民事判決が

計22件、賠償額が少なくとも計約14億円に上るとして、初めて教団定すれば、協会は法人格を失います。

協会側は全面的に争

わたり、組織運営や獻金、海外送受金、裁判や示談など500以上 の項目について報告を求めました。高額献金対策弁護士連絡会などからも聞き取りを行った結果、不法行為の「組織性、悪質性、継続性」の要件に該当すると判断し、解散命令請求する方針を固めました。